

小国町立病院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 9 日

小国町長 紅科 洋一

小国町規則第 1 4 号

小国町立病院管理規則の一部を改正する規則

小国町立病院管理規則（昭和 4 6 年小国町規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「午前 1 0 時から午後 6 時 3 0 分」を「平日は午前 1 0 時から午後 6 時まで、土曜日は午前 1 0 時から午後 5 時」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。